

令和4年9月6日

各幼稚園長  
各小・中・高等学校長  
広島中等教育学校長  
広島特別支援学校長  
様

健康教育課  
学校安全対策担当課長

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について  
(通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

については、改めて下記に留意して児童生徒等の指導を徹底し、感染拡大防止に努めてください。

記

- 1 登校時には、「健康観察表」などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。
- 2 咳や発熱など、何らかの症状がある場や体調が優れない場合には、登校等を控え、自宅で休養することを徹底すること。必要に応じて医療機関への受診を勧め、検査等を行っている場合は、結果の確認をすること。また、同居家族に発熱や咳等の未診断の風邪症状がみられる場合も登校させないようにすること。
- 3 教育活動に当たっては、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、人と人との距離の確保、マスクの適切な着用、手洗いなど基本的な感染予防対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2022.4.1 Ver.8（文部科学省）」に基づいた指導を徹底すること。
- 4 密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、効果的な換気ができているかを把握するために、CO2 モニター（二酸化炭素濃度測定器）を積極的に活用すること。

学校環境衛生基準では「二酸化炭素は、1,500ppm 以下であることが望ましい。」とされている。さらに、令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」において、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm 相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされている。

こうしたことを踏まえて、各学校において、学校薬剤師等に相談しながら効果的な換気に努めること。

担当 保健・安全係  
山根指導主事  
(504-2491)